**学校感染症の種類**（学校保健安全法施行規則第１８条）

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト､　マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウィルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 |
| 第２種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

**※新型コロナウイルス感染症は、第１種の指定感染症に含まれます。**

**出席停止**（学校保健安全法施行規則　第１９条）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

**出席停止の期間の基準**（学校保健安全法施行規則　第１９条）

　１．第１種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

　２．第２種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

　　　　イ．インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあっては、発症後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで。

　　　　ロ．百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

　　　　ハ．麻疹にあっては、解熱した後３日を経過するまで。

　　　　ニ．流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

　　　　ホ．風疹にあっては、発疹が消失するまで。

ヘ．水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで。

ト．咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後２日を経過するまで。

　３．結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第３種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

　４．第１種若しくは第２種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

　５．第１種又は第２種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

　６．第１種又は第２種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

※ なお、出席停止については「学校感染症による欠席届」（別紙様式）を学校に提出すること。